【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社JG44
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目１番２号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士　　野澤　大和／同　　白澤　秀己
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社JG44 (東京都港区虎ノ門一丁目３番１号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

(注１)　本書中の「公開買付者」とは、株式会社JG44をいいます。
(注２)　本書中の「対象者」とは、ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社をいいます。
(注３)　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注４)　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注５)　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注６)　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注７)　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
(注８)　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注９)　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
(注10)　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権(以下(ⅰ)乃至(ⅲ)を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)

(ⅰ)2018年２月16日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第３回新株予約権(行使期間は2020年２月17日から2028年２月16日まで)

(ⅱ)2020年３月23日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第４回新株予約権(行使期間は2022年３月24日から2030年３月23日まで)

(ⅲ)2021年２月25日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第５回新株予約権(行使期間は2022年７月１日から2031年３月２日まで)

(3) 【公開買付期間】

2026年９月28日(月曜日)から2026年11月10日(火曜日)まで(30営業日)

２ 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,518,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,864,488株)が買付予定数の下限(1,518,400株)以上となりましたので、公開買付開始公告(その後変更された事項を含みます。)及び公開買付届出書(その後公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第１項の規定に基づき、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、2026年11月11日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,618,488(株)	3,618,488(株)
新株予約権証券	246,000	246,000
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券(　　)	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―
合計	3,864,488	3,864,488
(潜在株券等の数の合計)	(246,000)	(246,000)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	38,644
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2,460
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	―
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	34,330
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	―
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	―
対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(g)	71,288
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)／(g+(b−c)+(e−f))×100)(%)	98.26

(注１) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注２) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2026年６月25日に提出した第19期有価証券報告書に記載された2026年３月31日現在の総株主の議決権の数(１単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2026年８月12日付で公表した「2027年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年６月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,279,000株)に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権492個の目的となる対象者株式の数(295,200株)を加算した株式数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(147,128株)を控除した株式数(7,427,072株)に係る議決権の数(74,270個)を分母として計算しております。

(注３) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。